

介護福祉士養成施設の申請及び届出等について

事 項				【計画書】 1年前(※1)	【申請書】 6ヶ月前	【申請書】 3ヶ月前	【届出書】 1ヶ月以内
新規設置				○	○		
変更	学則	修業年限		○	○		
		養成課程		○	○		
		入学定員	増加	○	○		
			減少			○	
		学級数		○	○		
		学則（その他）					○
	校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図			○			
	設置者（法人）の名称及び主たる事務所の所在地					○	
	養成施設の名称及び主たる事務所の所在地					○	
	養成施設長					○	
	カリキュラム					○	
	教員（専任教員、教員要件のある科目を担当する教員）					○(※2)	
	実施施設(※3)					○	
実習指導者					○		
指定取消					○(※4)		
業務報告（令5条）				毎年5月末までに報告			

※1 計画書が必要な申請は、計画書提出・審査→申請書提出の流れとなる。

※2 教員の変更届については、変更日以前に届出をすること。

※3 実習施設の追加・削除のほか、施設種別、名称、所在地、設置者・経営者の氏名（法人にあっては名称）、実習区分（Ⅰ・Ⅱ）の別の変更を含む。

※4 規則上、提出期限の定めはないが、可能な限り6ヶ月前までの申請をすること。